

第55号議案

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年新城市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

理 由

この案を提出するのは、令和3年人事院勧告に準拠した措置を講ずる等のため必要があるからである。

第56号議案

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び新城市市長の給与の特例に関する条例の一部改正

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び新城市市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月10日提出

新城市長 下江洋行

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び新城市市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年新城市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(新城市市長の給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新城市市長の給与の特例に関する条例(令和3年新城市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する市長の期末手当に関する特例措置)

- 4 令和4年6月に支給する市長の期末手当の額は、第2条の規定にかかわらず、条例第5条第2項の規定により算定される期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)及び令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する副市長及び教育長の期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する副市長及び教育長の期末手当の額は、第1条の規定による改正後の新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第5条第

2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和4年6月1日に副市長又は教育長の職にある者が新城市職員の給与に関する条例（平成17年新城市条例第56号）第20条第2項の規定に基づき令和3年12月に期末手当の支給を受けた場合においては、その額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

理 由

この案を提出するのは、令和3年人事院勧告に準拠した措置を講ずる等のため必要があるからである。

第57号議案

新城市職員の給与に関する条例の一部改正

新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の給与に関する条例（平成17年新城市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の新城市職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新城市条例第11号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第14条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）及び新城市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（新城市職員の育児休業等に関する条例（平成17年新城市条例第45号）第17条の規定により読み替えて適用する場合並びに会計年度任用職員給与条例第14条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第26条第1項から第3項まで若しくは第6項又は新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成17年新城市条例第36号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前

1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例又は会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)及び任期付職員(新城市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成17年新城市条例第37号)第3条第1項第2号又は第4条第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員及び任期付職員 72.5分の10

3 令和3年12月に新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年新城市条例第220号)その他の規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例又は会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年新城市条例第220号)の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

理 由

この案を提出するのは、令和3年人事院勧告に準拠した措置を講ずる等のため必要があるからである。

第58号議案

令和4年度新城市一般会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年3月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

第59号議案

新城市教育委員会教育長の任命

次の者を新城市教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めらる。

令和4年3月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	安 形 博	

理 由

この案を提出するのは、教育委員会教育長が令和4年3月31日をもって任期満了となるため必要があるからである。

第60号議案

新城市中字利財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市中宇利財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月10日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	井原吉福	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第61号議案

新城市中字利財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市中字利財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	建 部 好 彦	

理 由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第62号議案

新城市中宇利財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市中宇利財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月10日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	筏津暢朗	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 6 3 号議案

新城市中字利財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市中字利財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号）第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	梅 澤 弘 安	

理 由

この案を提出するのは、令和 4 年 3 月 3 1 日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第64号議案

新城市富岡財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市富岡財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月10日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	宮部憲蔵	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第65号議案

新城市富岡財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市富岡財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	山 口 昌 彦	

理 由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第66号議案

新城市富岡財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市富岡財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月10日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	杉山正照	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第67号議案

新城市庭野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市庭野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月10日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	松 本 貴美徳	

理 由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第68号議案

新城市庭野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市庭野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月10日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	松井寛	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 6 9 号議案

新城市庭野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市庭野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号）第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 1 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	北 尾 浩 一	

理 由

この案を提出するのは、令和 4 年 3 月 3 1 日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第70号議案

新城市一畝田財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市一畝田財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月10日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	藤原章雄	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。